人事委員会年報

令和5年度

静岡市人事委員会

第1	章	組織と運営	
	1	人事委員会の設置	1
	2	人事委員会の構成	1
	3	人事委員会の開催状況	2
	4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	Ĉ
	5	予算	10
第2	章	事業概要	
第	1	任用	
	1	採用試験及び採用選考	11
	2	個別採用選考	17
	3	昇任試験	17
	4	昇任選考	17
第	2	給与、勤務時間その他の勤務条件	
	1	職員の給与等に関する報告及び勧告	19
	2	条例の制定、改廃に対する意見	23
	3	規則等の制定、改廃の協議	24
	4	任命権者からの申請に基づく承認	26
	5	給与の支払監理	27
第	3	公平審査及び苦情処理	
	1	勤務条件に関する措置要求	28
	2	不利益処分に関する審査請求	28
	3	苦情処理	28
第	4	職員団体	
	1	職員団体の登録	29
	2	管理職員等の範囲	30
第	5	労働基準監督機関	
	1	労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分	35
	2	労働基準監督機関としての職権の行使	37
第	6	人事委員会規則等の制定、改廃	
	1	人事委員会規則	36
第	7	公平委員会事務の受託	
	1	受託団体	40
	2	受託事務内容	40
	\bigcirc \downarrow	事委員会事務局職員名簿	

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で 人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの 及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成17年1月14日地方公務員法第7条第2項の規定に基づく静岡市人事委員会設置条例(平成16年静岡市条例第87号)を制定し、人事委員会を設置した。

その後、同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、第7条第1項の規定に基づく 人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は 議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は4年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、 2年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

なお、松下光惠委員が令和6年1月13日付けで退任したため、新たに同年1月14日付けで田中裕美委員が選任された。

(令和6年1月13日現在)

職	氏 名	任 期	備考
委 員 長	松下 光惠	令和2年1月14日から 令和6年1月13日まで	NPO法人代表理事
委 員 (委員長職務代理者)	石 割 誠	令和3年2月15日から 令和7年2月14日まで	弁護士
委 員	池谷 眞樹	令和5年1月14日から 令和9年1月13日まで	元静岡市教育長 元静岡市総務局長

(令和6年3月31日現在)

職	氏 名		任 期	備 考
委 員 長	石 割	誠	令和3年2月15日から 令和7年2月14日まで	弁護士
委 員 (委員長職務代理者)	池谷 眞	. 樹	令和5年1月14日から 令和9年1月13日まで	元静岡市教育長 元静岡市総務局長
委員	田中裕	美	令和6年1月14日から 令和10年1月13日まで	社会保険労務士

3 人事委員会の開催状況

	開催年月日	議 案 等	
第1回	令和5年	報告	
定例会	4月7日	1 職員団体登録事項の変更について	
		2 令和4年度における苦情相談の実績について	
		3 令和5年度職員採用試験(早期枠)の申込結果及び第1次試験	
		面接等試験受験対象者数について	
第2回	令和5年	議案	
定例会	4月28日	1 教育職員の初任給の特例の承認について	
		2 昇任候補者の名簿からの削除について	
		報告	
		4 職員団体登録事項の変更について	
		5 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について	
		6 労働基準法別表第1の号別区分の決定について	
		7 採用候補者及び昇任候補者の選択結果について	
		8 令和5年度職員採用試験(早期枠)の受験状況及び第1次試験	
		面接試験受験対象者数について	
第3回	令和5年	議案	
定例会	5月12日	3 職務に専念する義務の特例の承認について	
		報告	
		9 転職に係る能力認定の実施通知について	
		10 看護師又は助産師の採用選考(委任)の結果報告について	
第4回	令和5年	議案	
定例会	5月23日	4 令和5年度職員採用試験(早期枠)の第1次試験合格者の決定	
		について	
		報告	
		11 令和5年度係長級昇任選考(公募)の申込結果について	
		12 勤務延長の状況の報告について	
		13 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について	
第5回	令和5年	議案	
定例会	6月6日	5 条例案に対する意見について	
		報告	
		14 令和5年度職員採用試験(大学卒程度・短大卒程度(福祉))	
		及び採用選考(免許資格職(獣医師・薬剤師(行政)・保健師・	
		栄養士・精神・保育教諭)) の申込結果並びに第1次試験面接等	
		試験受験対象者数について	
		15 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について	

第6回	令和5年	議案
定例会	6月15日	6 令和5年度職員採用試験(早期枠)の最終合格者の決定につい
/2/31	- / / -	7
		7 令和5年度消防職員昇任試験の実施について
		8 人事委員会業務の状況に関する市長への報告について
 現地	令和5年	視察地
視察	6月15日	環境保健研究所
第7回	令和5年	報告
定例会	7月3日	16 職員団体登録事項の変更について
		17 第131回全国人事委員会連合会総会について
		18 令和5年度職員採用試験(大学卒程度・短大卒程度(福祉))
		及び採用選考(免許資格職(獣医師・薬剤師(行政)・保健師・
		栄養士・精神・保育教諭)) の受験状況並びに第1次試験面接等
		試験受験対象者数について
		19 会計年度任用職員の採用選考(委任)の結果報告について
		20 看護師又は助産師の採用選考(委任)の実施通知について
		21 令和5年度消防職員昇任試験(委任)の実施通知について
第8回	令和5年	議案
定例会	7月21日	9 令和5年度職員採用試験(大学卒程度・短大卒程度(福祉))
		及び採用選考(免許資格職(獣医師・薬剤師(行政)・保健師・
		栄養士・精神・保育教諭)) の第1次試験合格者の決定について
		協議
		1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
		報告
		22 第66回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について
		23 令和5年職種別民間給与実態調査の実施結果について
		24 2023年春闘の状況について
		25 職員団体登録事項の変更について
第9回	令和5年	議案
定例会	8月14日	10 令和5年度職員採用試験(大学卒程度(技術))の最終合格者
		の決定について
		協議
		2 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告
		^牧 26 歯科医師の採用選考(委任)の実施通知について
		20 歯科医師の採用選号(安住)の実施通知について 27 静清教職員組合、静岡市教職員組合及び自治労静岡県本部から
		の要請書及び要求書について
		28 令和5年人事院勧告の概要等について
1	1	20 月1月3十八事所御口り例女寺にフいて

		29 看護師又は助産師の採用選考(委任)の結果報告について
		30 看護師の採用選考(委任)の実施通知について
第 10 回	令和5年	議案
定例会	8月30日	11 令和5年度職員採用試験(大学卒程度(技術を除く)・短大卒
		程度(福祉))及び採用選考(免許資格職(獣医師・薬剤師(行
		政)・保健師・栄養士・精神)) の最終合格者の決定について
		協議
		3 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
		報告
		31 令和5年度職員採用試験(短大卒程度・高校卒程度)及び採用
		選考(免許資格職(こども園調理栄養士)・民間企業等職務経験
		者・障がい者・就職氷河期世代)の申込結果並びに第1次試験面
		接等試験受験対象者数について
		32 転職に係る能力認定の結果報告について
		33 令和5年職員給与等実態調査の結果について
***		34 令和5年職種別民間給与実態調査の結果について
第 11 回	令和5年	議案
定例会 	9月7日	12 令和5年度職員採用選考(免許資格職(保育教諭))の最終合
		格者の決定について
		13 条例案に対する意見について
		協議
		4 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
		報告 35 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について
		35 静岡市職員労働組合連合会からの甲し入れ書について 36 看護師の採用選考(委任)の結果報告について
佐10 同	人和尼尔	30 有護師の採用選号(安住)の福米報音について 議案
第12回 定例会	令和5年 9月14日	職衆 14 静岡市人事委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情
上的云	9月14日	報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について
		協議
		プロスタイプ
		報告
第13回	令和5年	議案
定例会	9月20日	15 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	- / , - /	16 条例案に対する意見について
		17 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第
		24条の規定に基づく協議について
	1	The state of the s

第14回	令和5年	議案
定例会	9月27日	18 条件付採用期間の延長について
		19 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第
		10条に基づく職員の号給の決定の承認について
		報告
		38 看護師又は助産師の採用選考(委任)の実施通知について
第15回	令和5年	議案
定例会	10月3日	20 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第
		24条の規定に基づく協議について
		21 令和5年度障がい者を対象とした職員採用選考(事務)の第1
		次選考合格者の決定について
		報告
		39 令和5年度職員採用試験(短大卒程度・高校卒程度)及び採用
		選考(免許資格職(こども園調理栄養士)・民間企業等職務経験
		者・障がい者・就職氷河期世代)の受験状況並びに第1次試験面
		接等試験受験対象者数について
		40 育休代替及び配偶者同行休業代替任期付職員(小中学校栄養
		士)の採用選考(委任)の実施通知について
第16回	令和5年	議案
定例会	10月19日	22 令和5年度静岡市職員に対する給与の支払監理の実施につい
		て
		23 令和5年度職員採用試験(短大卒程度・高校卒程度)及び採用
		選考(免許資格職(こども園調理栄養士)・民間企業等職務経験
		者・就職氷河期世代)の第1次試験合格者の決定について
		報告
		41 看護教師の採用選考(委任)の実施通知について
第17回	令和5年	議案
定例会	11月9日	24 令和5年度職員採用試験(短大卒程度・高校卒程度)及び採用
		選考(免許資格職(こども園調理栄養士)・障がい者)の最終合
		格者の決定について
		25 特定任期付職員の採用の承認について
		26 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
		報告
		42 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて
		43 職員団体の解散について
		44 臨床工学技士及び理学療法士の採用選考(委任)の実施通知に
		ついて
		45 看護師又は助産師の採用選考(委任)の結果報告について

		46 歯科医師の採用選考(委任)の結果報告について
禁10 □	∧ To = Tr	
第18回	令和5年	議案
定例会	11月21日	27 令和5年度職員採用選考(民間企業等職務経験者・就職氷河期
		世代)の最終合格者の決定について
		28 令和5年度係長級昇任選考(公募)の合格者の決定について
		協議
		6 福祉(病院)の試験区分の新設及び採用選考の委任について
		報告
foto	A = - 1.	47 職員業務説明会の実施について
第1回	令和5年	議案
臨時会	11月27日	29 条例案に対する意見について
		30 静岡市職員の給与に関する条例第 41 条の規定に基づく協議に ついて
 第19回	令和5年	議案
第19回 定例会	12月6日	31 福祉(病院)の新設及び採用選考の委任について
	12月0日	32 静岡市職員採用選考における消防吏員(回転翼航空機操縦士)
		の受験資格の改正について
		報告
		48 看護師又は助産師の採用選考(委任)の結果報告について
		49 令和6年度職員採用試験(選考)に係る日程について
第20回	令和5年	報告
定例会	12月19日	50 福祉(病院)の採用選考(委任)の実施通知について
72734	12/110 [51 回転翼航空機操縦士の採用選考(委任)の実施通知について
第21回	令和6年	議案
定例会	1月12日	33 令和5年度消防職員昇任試験最終合格者の決定及び昇任候補
		者名簿の確定について
		報告
		52 看護師又は助産師の採用選考(委任)の実施通知について
		53 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について
第22回	令和6年	議案
定例会	1月23日	34 静岡市人事委員会委員長の選任について
		35 令和6年度静岡市職員採用試験(早期枠)の実施について
		36 静岡市職員採用選考における歯科衛生士の受験資格の改正に
		ついて
		報告
		54 看護教師の採用選考(委任)の結果報告について
		55 臨床工学技士及び理学療法士の採用選考(委任)の結果報告に
		ついて
L	1	

第23回 令和6年 議案		
第23日 〒和0年 1882年 定例会 2月6日 37 条例案に対する意見について		
38 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す	よる冬昼管	
24条の規定に基づく協議について		
報告		
56 歯科衛生士の採用選考(委任)の実施通知について	~	
57 臨床検査技師の採用選考(委任)の実施通知につい		
第24回 令和6年 議案		
定例会 2月20日 39 条例案に対する意見について 40 人际 2 医療機関 2 展 2 展 2 展 2 展 2 展 2 展 2 展 2 展 2 展 2	±++++1⊓	
40 令和6年度職員採用試験(大学卒程度・短大卒程度		
度)及び採用選考(免許資格職・民間企業等職務経験を	者・障かい	
者・就職氷河期世代)の実施について		
協議	en e	
7 静岡市職員採用試験(選考)における試験区分の新記	設について	
報告		
58 令和5年度静岡市職員に対する給与の支払監理の第	実施結果に	
ついて		
59 育休代替及び配偶者同行休業代替任期付職員(小□	中学校栄養	
士)の採用選考(委任)の結果報告について		
60 福祉(病院)の採用選考(委任)の結果報告につい	て	
61 看護師又は助産師の採用選考(委任)の実施通知に	ついて	
第25回 令和6年 議案		
定例会 2月28日 41 静岡市職員採用試験(選考)における試験区分の新記	設について	
42 令和6年度静岡市職員採用試験(選考)における新記	設区分の実	
施について		
報告		
62 令和5年度労働基準監督機関の職権に係る事業場認	調査の実施	
結果について		
63 薬剤師(病院)の採用選考(委任)の実施通知につ	いて	
64 回転翼航空機操縦士の採用選考(委任)の結果報告	について	
第26回 令和6年 議案		
定例会 3月12日 43 事務局職員の任免について		
44 特定任期付職員の採用の承認について		
45 一般任期付職員の採用の承認について		
46 勤務延長の期限の延長の承認について		
47 昇任基準年数に満たない者の昇任について		
48 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関	関する条例	

		報告
		65 看護師又は助産師の採用選考(委任)の結果報告について
第27回	令和6年	議案
定例会	3月22日	49 令和6年度係長級職員昇任選考(公募)の実施について
		50 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正につ
		いて
		51 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議に
		ついて
		52 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
		53 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正に
		ついて
		54 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第
		24条の規定に基づく協議について
		報告
		66 臨床検査技師の採用選考(委任)の結果報告について
第28回	令和6年	議案
定例会	3月28日	55 教育職員の初任給の特例の承認について
		56 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定に基
		づく協議について
		57 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部改正について
		58 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改
		正について
		59 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の
		一部改正について
		60 静岡市教育職員の給与に関する条例第15条の規定に基づく協
		議について
		61 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
		第15条の規定に基づく協議について
		報告
		67 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の規定に基
		づく協議により定めた取扱いの廃止について
		68 看護師又は助産師の採用選考(委任)の結果報告について

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和5年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

○ 組織(14人)

事務局長1人

事務局次長1人

審查給与係 係長1人 主查3人 会計年度任用職員2人 任用係 次長補佐兼係長1人 副主幹1人 主查3人 会計年度任用職員1人

○ 所掌事務

審査給与係

- (1) 人事委員会の会議に関すること。
- (2) 人事記録の管理に関すること。
- (3) 人事に関する統計報告に関すること。
- (4) 人事委員会規則、訓令等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- (6) 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- (7) 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- (8) 給与の支払の監理に関すること。
- (9) 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)。
- (10) 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (11) 不利益処分についての審査請求に関すること。
- (12) 職員団体の登録に関すること。
- (13) 管理職員等の範囲に関すること。
- (14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (15) 職員の苦情処理に関すること。
- (16) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- (17) 退職管理に関すること。
- (18) 研修及び人事評価についての調査研究に関すること。
- (19) 人事評価についての勧告に関すること。
- (20) 事務局の人事に関すること。
- (21) 公印に関すること。
- (22) 予算及び決算に関すること。
- (23) 所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (24) 危機管理に関すること。

任用係

(1) 競争試験及び選考に関すること。

5 予算

令和5年度における本委員会の予算は、次のとおりである。

〇 歳出

2款総務費7項人事委員会費1目人事委員会費106,679千円(人件費を含む。)

(内 訳)

	科目	予 算 額
		(単位:千円)
1節	報酬	12,615
2節	給料	48, 159
3節	職員手当等	29, 790
7節	報償費	5 1 0
8節	旅費	1, 722
9節	交際費	1 0
10節	需用費	1, 298
11節	役務費	1, 947
12節	委託料	4, 338
13節	使用料及び賃借料	3, 710
17節	備品購入費	5 0
18節	負担金、補助及び交付金	2, 530
	計	106,679

第2章 事業概要

第1 任用

職員の任用は、地方公務員法及び静岡市職員の任用に関する規則(以下「任用規則」 という。)に基づき、成績主義及び平等取扱いの原則を基本理念として行っている。

職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとされている。ただし、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げないとされており(地方公務員法第17条の2)、これに基づき本委員会では選考によることができる職を任用規則で規定している。

また、静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則(以下「委任規則」という。)により、消防士の昇任試験に関する事務の一部と、人事委員会が定める職への採用に係る選考を任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和5年度の採用及び昇任に係る試験及び選考の実施状況は、次のとおりである。

1 採用試験及び採用選考

任用規則第4条第1項に基づく採用に係る試験及び第10条に基づく採用を選考によることができる職のうち第11条第1項ただし書に基づき公募により行う採用選考(委任規則により任命権者に委任している選考を除く。)の令和5年度の実施状況は、次のとおりである。

(1) 日程

	試験区分		第1次試験			第2次試験	最終合格	
				筆記試験日	面接等試験日	合格発表日	第 4 价畝腴	発表日
(E that (t)		土木						
(早期枠) 大学卒	 技術	建築	試験	令和5年	5 日 1 0 日	令和5年	令和5年 6月2日	令和5年 6月16日
程度	1271	電気	配侧火	4月23日		5月24日	5月	
生反		機械						
		創造力枠					令和5年	
		石が色クチャー					8月20日	
1 226	事務	A		A 4-1				A = - (-)
大学卒		B 試験	令和5年 6月18日	令和5年	令和5年 7月24日	 令和 5 年	令和5年 8月31日	
程度		学芸員		0月10日	7月7日	1 月 24 日 	8月7日	0 7 31 7
	福祉				~13日		~24日	
	心理							

本語		Va 4-€	いご 八			第1次試験		学 0 % 計略	最終合格
大学卒程度 技術 建築 環域 (化学 試験 化学 合和5年 8月1日 2日 令和5年 8月1日 2日 令和5年 8月1日 2日 令和5年 8月3日 令和5年 8月3日 令和5年 8月31日 令和5年 10月20日 令和5年 10月20日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 8月31日 令和5年 10月20日 令和5年 10月20日 令和5年 10月20日 令和5年 10月20日 令和5年 10月20日 令和5年 10月20日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 総成 機械 水道技術 消防士 技術 電気 機械 水道技術 消防士 企和5年 9月24日 个和5年 10月20日 个和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日		武駒	区方		筆記試験日	面接等試験日	合格発表日	第2次試験	発表日
技術 超気 機械 化学 小中学校事務 消防士 合和5年 合和5年 合和5年 合和5年 合和5年 合和5年 合和5年 名前5年 合和5年 名前5年 合和5年 名前5年 合和5年 名前5年 合和5年 名前5年 合和5年 名前5年 合和5年 信月20日 名前5年 合和5年 日月10日 合和5年 日月10日 合和5年 日月10日 合和5年 日月10日 一个和5年 日月11日 日月11日			土木						
大学卒 程度 技術 機械 (化学 小中学校事務) 試験 化学 (化学 小中学校事務) 6月18日 令和5年 6月18日 6月18日 ~7日 6月18日 8月1日 2日 6月5年 8月3日 6月5年 9月8日 6月5年 9月8日 6月5年 9月8日 6和5年 10月20日 31日 6和5年 2月3日			建築					令和5年	A = = =
機械 化字		技術	電気					8月1日	
化学			機械	試験				2 日	0),10 H
	生反		化学						
No.		小中学	交事務						
製医師 薬剤師 (行政) 保健師 深養士 精神 選考 令和5年 7月9日 令和5年 8月3日 令和5年 8月3日 令和5年 8月3日 令和5年 8月3日 令和5年 9月8日 ~30日 一 2년 副 周囲東来美士 令和5年 10月1日 12日 10月20日 31日 11月10日 12日 令和5年 10月30日 31日 11月10日 12日 令和5年 10月30日 31日 11月10日 12日 令和5年 6月18日 7月7日 令和5年 6月18日 7月7日 7月24日 8月7日 8月31日 11月10日 令和5年 10月26日 10月		消防士			 令和 5 年		令和5年		
東利師 (行政) 保健師 栄養士 精神 選考 令和5年 7月9日 令和5年 8月3日 令和5年 9月8日 ~30日 日本 1月1日 1月		獣医師				·		 令和 5 年	∆ 5-
保健師 栄養士 持神 選考 一		薬剤師	(行政)						
免許 資格職 精神 選考 令和5年 7月9日 令和5年 8月28日 9月8日 ~30日 こども闡測理栄養土 令和5年 9月24日 令和5年 10月11日 12日 令和5年 10月20日 31日 令和5年 10月20日 31日 令和5年 11月10日 31日 本務 土木 建築 電気 機械 水道技術 土木 建築 10月26日 10月20日 ~12日 今和5年 今和5年 6月18日 令和5年 7月7日 令和5年 7月24日 令和5年 8月31日 高校卒 程度 土木 建築 技術 土木 建築 10月20日 ※ 一个和5年 10月26日 10月20日 ~11月1日 令和5年 11月10日 令和5年 11月1日 令和5年 11月1日 藤がい者 事務 運気 機械 水道技術 消防士 機械 水道技術 令和5年 9月24日 令和5年 11月1日 令和5年 11月1日 令和5年 11月1日		保健師						~14日	O \101 H
特別		栄養士							
保育教諭		精神		選考					
The state		10	- ^			令和5年			令和5年
電池 本務 塩塩 金和5年 9月24日 今和5年 10月11日 12日 今和5年 10月20日 31日 今和5年 11月10日 塩塩 金和5年 6月18日 今和5年 7月7日 今和5年 8月31日 高校卒程度 本株 建築 電気 機械 水道技術 消防士 本株 建築 11月10日 金和5年 9月24日 今和5年 9月24日 今和5年 10月20日 2日 今和5年 10月26日 10月20日 2日 今和5年 11月10日 2日 「高校本程度 大術 電気 機械 水道技術 消防士 機械 水道技術 11月10日 金和5年 11月10日 2日 今和5年 11月10日 2日 今和5年 11月10日 2日		保育教	间			7月9日			9月8日
事務 中期 5年 9月24日 10月11日 10月20日 10月30日 31日 10月30日 31日 10月30日 31日 10月30日 31日 11月10日 31日 極大空 程度 土木 建築 電気 機械 土木 建築 10月10日 20日 本和 5年 7月24日 今和 5年 8月7日 今和 5年 8月31日 本本 建築 10月26日 10月20日 十木 22日 十木 22日 十木 22日 十十 22日 11月10日 11月10日 11月10日 11月10日 11月10日 </td <td></td> <td></td> <td>1-m-m W -1/- 1</td> <td></td> <td></td> <td>^ - L</td> <td></td> <td></td> <td></td>			1-m-m W -1/- 1			^ - L			
事務 9月24日 10月20日 31日 11月10日 福祉 令和5年 令和5年 令和5年 令和5年 令和5年 度次 世末 建築 電気 機械 令和5年 令和5年 令和5年 8月31日 事務 令和5年 令和5年 10月20日 令和5年 10月26日 10月26日 10月26日 10月26日 10月20日 令和5年 11月1日 11月10日 高校卒程度 技術 電気 機械 水道技術 機械 水道技術 冷和5年 令和5年 11月1日 11月10日 陰がい者 事務 職者 令和5年9月17日 令和5年 令和5年		ことも風調性	国調理宋養士						
福祉		事務			9月24日		10月20日		11月10日
短大卒 土木 建築 電気 機械 消防士 事務 一					令和5年	令和5年	令和5年	令和5年	令和5年
程度 技術 建築 電気 機械 消防士 事務 令和 5年 今和 5年 10月10日 ~ 11月1日 ~ 11月1日 ~ 11月1日 ~ 11月1日 11月10日 ~ 11月1日 ~ 11月10日 ~ 11月1日 ○		福祉			6月18日	7月7日	7月24日	8月7日	8月31日
技術 電気 機械 消防士 計験 令和5年 令和5年 10月26日 10月26日 10月20日 ~ 11月1日 11月10日 11月	短大卒		土木						
電気 機械 試験 合和5年 合和5年 合和5年 10月26日 10月20日 ~	程度	++-/年	建築						
消防士 試験 令和5年 令和5年 令和5年 10月26日 令和5年 10月20日 ~ 11月1日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 11月10日 令和5年 令和5		121/1	電気						
事務			機械						
本本 10月10日 10月10日 10月20日 10月26日 10月20日 10月		消防士		試験				 令和 5 年	
高校卒程度 技術 電気機械 水道技術 消防士 受和5年 9月17日 令和5年 令和5年 令和5年		事務			令和5年		令和5年	10月26日	
高校卒程度 技術 電気 機械 水道技術 消防士 令和5年			土木		9月24日		10月20日		1
程度 技術 電気 機械 水道技術 消防士	直捻太		建築			136		11月1日	11月10日
機械 水道技術 消防士 令和5年 令		技術	電気						
消防士			機械						
ウ和5年 ウα5年 ウα5年			水道技術						
隨がい者 事終 選考 会和5年9月17日		消防士							
10月4日 10月27日	障がい者	事務		選考	令和 5年	———— 年 9月17日			

	34E45	す 八			第1次試験		第 ○ 炒→	最終合格
	試験区分			筆記試験日 面接等試験日 合格発表日		第2次試験	発表日	
		土木						
	技術	建築						
	12711	電気					 令和5年	
民間企業等		機械					10月28日	
職務経験者	獣医師		選考	令和5年	_	令和5年	~	令和5年
	保健師		送与	9月24日		10月20日	11月12日	11月22日
	精神							
	保育教	諭						
就職氷河期	事務				令和5年		令和5年	
世代	尹伤				10月12日		11月7日	

(2) 実施状況

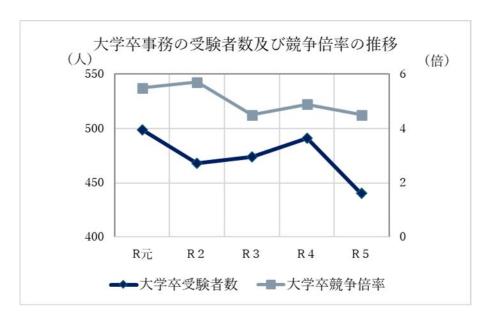
			申込者数	第1次	試験	第2卷	欠試験	競争倍率
	試験区分	}	(人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	(倍)
(0 #844)		土木	4 1	2 9	2 0	1 6	1 2	2. 4
(早期枠)	++-4=	建築	1 4	1 2	8	8	3	4. 0
大学卒	技術	電気	1 1	1 0	4	3	1	10.0
程度		機械	1 0	7	4	3	1	7. 0
		創造力枠	3 1	2 6	6	6	2	13.0
	事務	A	482	3 8 5	1 3 7	1 2 8	8 9	4. 3
	争伤	В	4 0	2 4	9	7	6	4. 0
		学芸員	9	5	4	4	1	5. 0
	福祉		1 3	1 1	1 0	1 0	5	2. 2
	心理		9	8	6	6	3	2. 7
大学卒 程度		土木	2 2	8	4	4	4	2. 0
住及		建築	9	6	3	3	1	6. 0
	技術	電気	4	4	2	2	0	_
		機械	2	1	1	1	1	1. 0
		化学	9	8	4	3	3	2. 7
	小中学	校事務	2 3	1 8	1 3	1 2	6	3. 0
	消防士		9 7	8 1	1 8	1 7	1 2	6.8
	獣医師		3	3	3	3	2	1. 5
	薬剤師	(行政)	6	5	3	3	3	1. 7
	保健師		1 5	1 3	1 0	9	7	1. 9
免許 資格職	栄養士		2 3	1 8	4	4	1	18.0
	精神		2	2	2	1	1	2. 0
	保育教	諭	7 5	6 7	5 7	5 7	4 2	1. 6
	こども園	國調理栄養士	1 2	1 1	3	3	1	11.0
	事務		1 7	1 3	1 1	1 1	5	2. 6
	福祉		2	2	2	2	0	_
		土木	2	1	1	1	0	
短大卒 程度	技術	建築	0	_	_	_	_	
1		電気	1	1	1	1	0	
	機械		0					
	消防士		2 0	1 9	8	8	3	6. 3

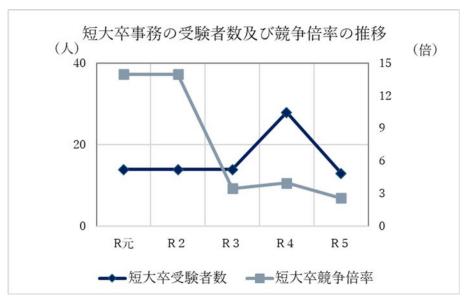
			申込者数	第1次	試験	第2秒	欠試験	競争倍率
	試験区分	•	(人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	(倍)
	事務		1 5	1 4	9	9	2	7. 0
		土木	1 3	1 3	1 1	1 1	7	1. 9
		建築	0	_	_	_	_	_
高校卒 程度	技術	電気	0	_	_	_	_	_
111/2		機械	1	1	1	1	1	1. 0
		水道技術	3	3	3	3	1	3. 0
	消防士		4 0	3 2	1 2	1 2	5	6. 4
障がい者	事務		2 1	1 7	6	5	1	17.0
		土木	8	7	7	7	3	2. 3
	++ 4年	建築	6	6	3	2	2	3. 0
	技術	電気	5	5	5	5	1	5. 0
民間企業等		機械	7	6	3	3	1	6. 0
職務経験者	獣医師		3	3	3	3	2	1. 5
	保健師		1 5	1 5	1 5	1 5	1 0	1. 5
	精神		2	1	1	1	0	_
	保育教諭		1 4	1 4	1 4	1 4	7	2. 0
就職氷河期世代	就職水河期世代事務		4 0	3 5	9	9	3	11.7
	合 計		1, 197	970	460	4 3 6	261	3. 7

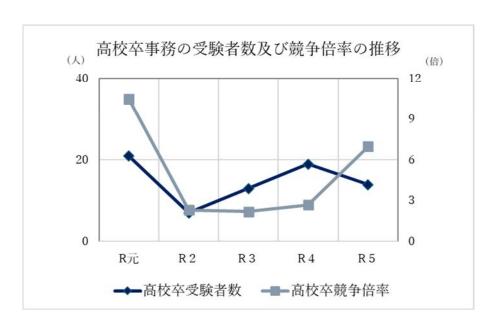
参考: 令和元年度以降の事務(大学卒・短大卒・高校卒程度)の受験者数、 合格者数及び競争倍率の推移

Þ	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	受験者数	499	4 6 8	474	491	4 4 0
大学卒	合格者数	9 0	8 2	105	1 0 1	9 8
	競争倍率	5. 5	5. 7	4. 5	4. 9	4. 5
	受験者数	1 4	1 4	1 4	2 8	1 3
短大卒	合格者数	1	1	4	7	5
	競争倍率	14.0	14.0	3. 5	4. 0	2. 6
	受験者数	2 1	7	1 3	1 9	1 4
高校卒	合格者数	2	3	6	7	2
	競争倍率	10.5	2. 3	2. 2	2. 7	7. 0

[※] 受験者数は第1次試験の受験者数







2 個別採用選考

任用規則第10条に基づく選考によることができる職への採用選考(公募により行う 採用選考及び委任規則により任命権者に委任している選考を除く。)については、令和 5年度は選考候補者がいないことから実施しなかった。

3 昇任試験

任用規則第4条第2項に基づく昇任に係る試験の令和5年度の実施状況は、次のと おりである。

(1) 日程

試験区分	第1次試験 実施日	第1次試験 合格発表日	第2次試験 実施日	最終合格 発表日
消防司令	令和5年9月4日			
消防司令補	令和5年9月5日	令和5年9月22日	令和5年10月23日 ~26日	令和6年1月16日
消防士長	令和5年9月8日			

(2) 実施状況

· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /							
		申込者数	第1岁	欠試験	第2巻	欠試験	競争倍率
試験区分	?	(人)			受験者数 (人)	合格者数 (人)	(倍)
消防司令		9 3	9 1	2 4	2 4	1 2	7. 6
20/17t=1 A th	A	184	181	3 5	3 5	1 7	10.6
消防司令補	В	1	1	1	1	0	_
沙叶 L. E	Α	3 1	3 1	3 0	3 0	2 8	1. 1
消防士長	В	0	_	_	_	_	_
合 計		3 0 9	3 0 4	9 0	9 0	5 7	5. 3

4 昇任選考

任用規則第10条の2に基づく昇任選考の令和5年度の実施状況は、次のとおりである。

なお、人事委員会においては、平成20年度から平成26年度まで、主任主事・主任技師等昇任選考、幹部職昇任候補者選考、主査特別昇任選考及び主任保育士昇任選考を公募により実施していた。平成27年度から、主査昇任選考、主査特別昇任選考、主任保育教諭昇任選考及び係長級昇任選考を公募により実施していた。令和4年度以降は、係長級昇任選考のみ実施している。

(1) 日程

温老豆八	第1次選考	第1次選考	第2次選考	最終合格
選考区分	実施日	合格発表日	実施日	発表日
係長級	令和5年 7月28日	令和5年 9月11日	令和5年 10月5日	令和6年 1月16日

(2) 実施状況

選考区分		申込者	受験者	第1次選考	最終合格者	最終合格率
		(人)	(人)	合格者 (人)	(人)	(%)
	事務	2 1 8	2 1 3	6 0	5 5	25.8
係長級	技術	1 2 0	1 1 9	2 7	2 3	19.3
	合計	3 3 8	3 3 2	8 7	7 8	23.5

第2 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会や長に提出し、又はその講ずべき措置を勧告することができる。

本委員会は、この規定に基づき、令和5年9月20日に「職員の給与等に関する報告 及び勧告」を市議会議長及び市長に対し行った。

その概要は、次のとおりである。

(1)報告

① 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内306の民間事業所から116事業所を抽出し、4月分の給与について職種別に調査を行った。

② 公民比較

ア 月例給

本市職員と市内の民間従業員について、責任の度合、学歴、年齢の給与決定 要素が同等と認められる者の4月分の給与を、ラスパイレス方式により比較した。

その結果は、次のとおりである。

民間給与	職員給与	較 差
377, 044 円	373, 272 円	3,772 円(1.01%)

(職員平均年齢 40.8歳)

イ 特別給

本市職員の期末・勤勉手当と令和4年8月から令和5年7月までの1年間に おいて、市内の民間事業所で支払われた特別給との比較は、次のとおりである。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.50 月	4. 40 月	0.10月

③ 給与の改定について

ア 給料表

民間における初任給の動向や人材確保の観点から初任給を引き上げるととも に、若年層が在職する号級に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引 上げ改定を行う。

イ 諸手当

- (ア) 初任給調整手当: 医師及び歯科医師の初任給調整手当の所要の改定
- (イ) 期末手当・勤勉手当:支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当・勤勉手当に均等に配分

(年間支給月数4.40月→4.50月)

④ 改定の実施時期

令和5年4月に遡及して実施する。ただし、期末手当・勤勉手当については、 条例の公布の日からとする。

⑤ その他課題

ア 給与制度の改善に向けた取組

令和4年4月に実施された給料表の見直しにより係長級と主査の級が分離され、職務給の原則に適した給与体系となった。しかしながら、本年の調査においても、初任給及び30歳台半ばまでの職員給与が民間給与と比較して低くなっている反面、30歳台後半から40歳台の職員給与が民間給与と比較して高い傾向は引き続き見受けられた。課題の解消がどのように進んでいくのか、引き続き注視していく必要がある。

国は、多様で有為な人材の確保を始めとする現下の人事管理上の重点課題に 対応するため、給与制度についてもアップデートを図る必要があるとし、令和 6年に必要な措置を講じられるよう、検討作業を進めている。本市においても、 公務としての近似性、類似性から、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 は不可欠であることから、改善に向けた検討を行うことが重要である。

⑥ 人事・給与制度及びその他の勤務条件

ア 人材の確保と育成

(ア) 人材の確保

人材獲得競争で競合する民間企業等の採用活動は年々早期化し、かつ旺盛になっており、本市の職員採用試験は、特に技術職や医療職、教育職など免許資格職において、申込が少ない状況が続いている。

求める人材を確保していくためには、試験方法等の検討とともに、変化し続けるニーズや社会環境を的確に捉え、若者目線に立った採用広報活動を実施していく必要がある。

デジタル人材の確保については、本市のDXの推進は急務であることから、 的確・迅速に対応できる能力を有する人材を外部から確保することについて も、再度検討し、取り組まれたい。

(イ) 人材の育成

人材育成方針である「人を育てる組織」の更なる推進が求められる。OJ T、Off - JT、自己啓発について、それぞれの特性や利点を活かしながら、組織全体での人材育成に引き続き取り組む必要がある。

人事評価制度においては、能力及び実績を的確に把握し適切に評価することが重要であり、職員の評価制度に対する理解の促進や納得感のある評価制度の運用及びそれに基づく適正な処遇の実施が求められる。

(ウ) 女性職員の登用

女性職員の登用をこれまで以上に推進していくためには、職員の計画的育成と、継続的なキャリア形成支援が不可欠である。入庁後の早期段階での幅

広い業務経験の付与や、キャリア形成・成長を支援する人事配置については、 性別にとらわれることなく実施されたい。

(エ) 障がい者の活躍推進

障がい者にとって働きやすい環境は、全ての職員が働きやすい環境であることを踏まえ、障がいのある職員が配属されている所属のみならず、全職員が障がいに対する理解を深め、障がい者の活躍の場の確保・拡大に結びつけられるよう、引き続き努められたい。

イ 勤務環境の整備

(ア) 長時間労働の是正

管理監督者においては、組織内の業務量を把握し、業務の削減・簡略化・ 平準化を行うなど、労務及び業務のマネジメントの徹底が求められる。また、 庁内のDX化を早急に進め、事務事業の効率化を実現することが急務である。

教育委員会においては、各学校における時間外在校等時間の把握と上限時間を超える職員が多い学校に対する指導助言、校長においては、時間外在校等時間の適正な管理と上限時間を超える職員の業務実態と健康状態の把握が、引き続き求められる。

(イ) 柔軟な働き方と仕事と家庭の両立支援

行政ニーズの多様化に対応することや、質の高い行政サービスの提供を維持するには、職員が個々の能力を十分に発揮できる職場環境を整備することが重要であり、仕事と家庭の両立に資する柔軟な働き方を実現するための取組を、さらに推進していく必要がある。

男性が育児のために一定期間、休暇や休業を取得することは、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとっても、子育てに理解ある職場風土の醸成等の観点から重要である。

(ウ) メンタルヘルス対策の推進

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に加え、ストレスに対応するためのレジリエンス研修の実施や相談体制の確保、ストレスチェックの更なる活用、次項で取り上げたハラスメント対策など、組織としての取組を更に推進されたい。

(エ) ハラスメント対策の推進

任命権者においては、引き続き、職員に対し、様々な機会をとらえてハラスメント防止に向けた意識啓発、注意喚起等を図るとともに、相談への迅速かつ適切な対応に努められたい。

管理監督者においては、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、声を上げやすい環境づくりやハラスメントを見逃さない職場風土を醸成していくことが重要である。

職員は、自身も職場環境を形成する一人であるという自覚を持ち、すべて の職員が安心して働ける職場づくりに寄与されたい。

ウ 定年の引上げ

任命権者には、職員が、仕事に対するモチベーションを高く保ち続け、業務遂行と組織運営に貢献することを通じ、自らの人生を充実させることができるよう、適切に支援していくことが求められる。

エ 市民からの信頼確保

市職員として、法令を遵守し、職務倫理を保持することや、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することは、公務員として強く求められるところである。任命権者は、あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、市民からの信頼の確保に邁進されたい。

オ 会計年度任用職員制度の運用

任命権者においては、地方自治法の一部改正等の趣旨に留意し、会計年度任 用職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮して勤務することができるよう、 本市の実情を踏まえて、適正な制度運用に努められたい。

(2) 勧告

① 給料表

給料表については、本市職員と民間従業員との給与の均衡を図るため、報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

② 諸手当

ア 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告等を考慮して所要の改定をすること。

イ 期末手当・勤勉手当

民間における支給状況及び報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、期末手当・勤勉 手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

2 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃 しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないと されている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見の内容は、次のとおりである。

意見申出年 月日	議案(条例)名	意 見
令和5年	静岡市職員の特殊勤務手	この条例案は、感染症法の一部改正に
6月7日	当に関する条例の一部改	伴い、新型コロナウイルス感染症により
	正について	生じた事態に対処するための検診・検査
		等業務に係る特殊勤務手当の特例を削
		除するため、所要の改正をするものであ
		り、異議はありません。
令和5年	静岡市職員の給与に関す	この条例案は、新型インフルエンザ等
9月7日	る条例及び静岡市会計年	対策特別措置法の一部改正に伴い、本市
	度任用職員の給与及び費	に派遣された職員への「特定新型インフ
	用弁償に関する条例の一	ルエンザ等対策派遣手当」の支給につい
	部改正について	て、所要の規定を整備するものであり、
	静岡市教育職員の給与に	異議はありません。
	関する条例及び静岡市立	
	小学校及び中学校の教育	
	職員等の給与に関する条	
	例の一部改正について	
令和5年	静岡市職員の特殊勤務手	「コロナ克服・新時代開拓のための経
9月20日	当に関する条例の一部改	済対策」(令和3年11月19日閣議決定)
	正について	に基づく看護職員の処遇改善の実施に
		あたり、看護職員に支給する病院勤務手
		当の特例を追加するため、所要の改正を
		するものであり、異議はありません。
令和5年	静岡市職員の給与に関す	この条例案は、本委員会が行った令和
11月27日	る条例及び静岡市一般職	5年職員の給与等に関する報告及び勧
	の任期付職員の採用及び	告の趣旨に沿った内容となっており、異
	給与の特例に関する条例	議はありません。
	の一部改正について	
	静岡市会計年度任用職員	
	の給与及び費用弁償に関	

	する条例の一部改正について 静岡市教育職員の給与に 関する条例の一部改正について	
	静岡市立小学校及び中学 校の教育職員等の給与に 関する条例の一部改正に ついて	
令和6年 2月6日	静岡市職員の特殊勤務手 当に関する条例の一部改 正について	この条例案は、災害応急対策等業務手 当を新設するとともに、令和6年度組織 機構改正に伴い、所要の改正をしようと するものであり、異議はありません。
	静岡市教育職員の給与に 関する条例の一部改正に ついて	この条例案は、災害応急対策等業務手 当を新設することに伴い、所要の改正を しようとするものであり、異議はありま せん。
	清水市職員退隠料等支給 条例の廃止について	この条例案は、この条例の適用を受ける者が一人もいなくなったため廃止しようとするものであり、異議はありません。
令和6年 2月20日	静岡市会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関 する条例及び静岡市職員 の育児休業等に関する条 例の一部改正について	この条例案は、地方自治法の一部改正 に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の 支給について、所要の改正をしようとす るものであり、異議はありません。

3 規則等の制定、改廃の協議

「静岡市職員の給与に関する条例」等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長等はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。また、「静岡市職員の給与に関する条例」等の規定により市長等が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様としている。

本委員会に市長等から協議依頼があった規則案等は次のとおりであり、いずれも 同意する旨の回答をした。

通知	協議の内容
年月日 令和5年	│ │静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基
9月20日	前回中公司 一方の 一方の
37,201	(1)静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例(医
	師・歯科医師及び臨床研修医を除く)
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基
10月3日	一野画印云司千茂正角職員の和子及の負用弁員に関する未例の規定に基 づくもの
10月 5 日	(1)静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例(医
	師・歯科医師及び臨床研修医を除く)
 令和 5 年	静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの
11月27日	(1) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正
11/1/21/1	17 静岡市職員の朔木子ヨ及の勤勉子ヨに関する規則の一部を改正する規則
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 静岡市織員が加上相関走丁当に関するが関い。 神を吹止するが
令和6年	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基
2月6日	づくもの
27,0 4	^ 、
	師・歯科医師及び臨床研修医を除く)
令和6年	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に
3月12日	基づくもの
	一 · · · · (1) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する
	規則の一部を改正する規則
令和6年	静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの
3月22日	(1)静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基
	づくもの
	(1)静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行
	規則の一部を改正する規則
	(2) 会計年度任用職員のうち、正規職員を退職し、正規職員と同等
	の知識及び技能を持つと市長が認める者の給与の特例
	(3) 競輪開催時警備員隊長の給与の特例
	(4) 静岡競輪開催執務副委員長の給与の特例
	(5) 山間地交流館に勤務する証明書交付に従事する職員の給与の特
	例
	(6) 葵福祉事務所生活支援課で任用する医療扶助に関する技術審査、
	指導及び検診業務に関わる嘱託医の給与の特例
	(7) 国際交流員の給与の特例

務する歯科医師の給与の特例
校長の給与の特例
勤務する用務員及び調理員の給与の特例
勤務する非常勤講師並びに静岡市立の小学校及
る非常勤養護教諭及び非常勤栄養教諭の給与の
給食センターに勤務する調理員の給与の特例
勤務する学校司書の給与の特例
等の給与の特例
、休暇等に関する条例の規定に基づくもの
務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一
に関する条例の規定に基づくもの
の給与に関する条例施行規則の一部を改正する
学校に勤務する臨時的に任用された教諭、養護
の給与に関する事項
学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に
及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施
正する規則
校及び中学校に勤務する臨時的に任用された教
務職員及び栄養士の給与に関する事項

4 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する人事委員会規則において、任命権者が人事委員会 の承認を得なければならない事項が定められている。

本委員会に任命権者から申請のあった事項は、次のとおりである。

(1)給与関係

承認年月日	任命権者	内容
令和5年 4月28日	静岡市 教育委員会	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第 10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
令和5年 9月27日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について

	静岡市消防長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 教育委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 選挙管理 委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 人事委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 代表監査 委員	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 農業委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市議会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規 則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
令和6年 3月28日	静岡市 教育委員会	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第 10条の規定に基づく初任給の特例の承認について

5 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及び これに基づく条例に適合して行われることを確保するため、職員の給与について支払 監理を行った。

(1) 調査対象課 2課

(2)調査時期

令和5年10月26日から令和6年2月8日まで

第3 公平審査及び苦情処理

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、 人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。 この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、 その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をする。

令和5年度における勤務条件に関する措置の要求の事案はなかった。

2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法の規定により、職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

令和5年度における不利益処分に関する審査請求の事案はなかった。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、人事委員会は、勤務条件に関する措置要求及び審査 請求に至らないような勤務条件その他の人事管理に関する職員からの苦情を処理 する。

令和5年度においては15件の相談があり、その内容と件数の状況は、次のとおりである。

内 容	休暇	執務環境	パワハラ	いじめ	その他	計
相談件数 (件)	1	4	4	1	5	15

第4 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されている ことを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和5年度における登録事項の変更状況は、 次のとおりである。

職員団体の名称	登録年月日	登録変更 年月日	変更内容	解散届出 年月日
静岡市職員組合	平成15年6月27日	令和5年7月13日	役員名簿の 変更	_
静岡市立清水桜が丘 高等学校教職員組合	平成15年6月27日	_	_	令和5年10月19日
ユニオン仲間	平成19年9月13日	令和5年6月21日	役員名簿の 変更	_
静清教職員組合	平成28年4月5日	令和5年4月3日	役員名簿の 変更	_
静岡市教職員組合	平成29年5月25日	令和5年4月10日	役員名簿の 変更	_

2 管理職員等の範囲

職員のうち管理職員等とそれ以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている。

(令和6年3月31日現在)

		機	 関	職
各	任命権者	 共通		局長 局次長 部長 担当部長 理
				事 参与 課長 担当課長 参事
議	議会事務局			事務局長 事務局次長
市	長部局			危機管理監 統括監 局理事
		危機管理総営	ž	危機管理総室長 危機管理総室次長
	総務局	市長公室		市長公室長
			秘書課	課長補佐 市長又は副市長の秘書を
				担当する主幹、副主幹及び主査 係
				長
			東京事務所	東京事務所長
			総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関す
				る事務を担当する主幹、副主幹及び
				主査(企画に関する事務を担当する
				者に限る。) 行財政改革に関する事
				務を担当する主幹、副主幹及び主査
				(企画に関する事務を担当する者に
				限る。) 組織管理係長 行財政改革
				推進係長
			政策法務課	課長補佐 例規審査を担当する主
				幹、副主幹、主査及び主事 係長
			人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当
				する主幹、副主幹、主査及び主事 係
				長
			職員厚生課	課長補佐 係長
	企画局		企画課	課長補佐 政策企画・調整係長
	財政局	財政部	財政課	課長補佐 予算を担当する主幹、副
				主幹及び主査係長
			管財課	課長補佐 庁内取締りに関する事務
				を担当する主幹、副主幹及び主査
				庁舎管理係長

		公営競技事務所	公営競技事務所長 公営競技事務所	
			次長	
	税務部	市民税課	課長補佐	
		駿河税務センター	所長	
		清水市税事務所	清水市税事務所長	
市民局		戸籍管理課	課長補佐	
		斎場	場長	
		井川支所	井川支所長	
観光交流	杰文化局	文化財課	課長補佐	
		三保松原文化	所長	
		創造センター		
		登呂博物館	館長	
		文化振興課	課長補佐	
		芹沢銈介美術館	館長	
		日本平動物園	日本平動物園長	
環境局		環境保健研究所	環境保健研究所長	
		収集業務課	課長補佐	
		収集センター	所長	
		廃棄物処理課	課長補佐	
		清掃工場	場長	
		衛生センター	所長	
保健福祉	止長寿局		健康長寿推進監	
	地域包括ケア	・誰もが活躍推進本部	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	
	1			
			長 地域包括ケア・誰もが活躍推進	
			長 地域包括ケア・誰もが活躍推進 本部次長	
	健康福祉部	健康づくり推進課		
	健康福祉部	健康づくり推進課口腔保健支援	本部次長	
	健康福祉部		本部次長課長補佐	
	健康福祉部	口腔保健支援	本部次長課長補佐	
	健康福祉部	口腔保健支援センター	本部次長 課長補佐 所長	
	健康福祉部	口腔保健支援 センター 障害者歯科保健セン	本部次長 課長補佐 所長	
	健康福祉部	口腔保健支援 センター 障害者歯科保健セン ター 保険年金管理課	本部次長 課長補佐 所長 所長	
	健康福祉部	口腔保健支援 センター 障害者歯科保健セン ター 保険年金管理課 井川診療所	本部次長 課長補佐 所長 所長 課長補佐 診療所長	
	健康福祉部	口腔保健支援 センター 障害者歯科保健セン ター 保険年金管理課	本部次長 課長補佐 所長 所長 課長補佐 診療所長	
	健康福祉部	口腔保健支援 センター 障害者歯科保健セン ター 保険年金管理課 井川診療所 地域リハビリテーショ	本部次長 課長補佐 所長 所長 課長補佐 診療所長 地域リハビリテーション推進センタ 一所長	
		口腔保健支援 センター 障害者歯科保健セン ター 保険年金管理課 井川診療所 地域リハビリテーショ ン推進センター	本部次長 課長補佐 所長 所長 課長補佐 診療所長 地域リハビリテーション推進センタ 一所長	

			技監
		保健所	保健所長
		保健所清水支所	保健所清水支所長
清水病院			病院長 病院参与 副病院長 診療部長 事務局長 薬剤部長 看護部長 医療技術部長 病院技監 看護部各科の科長 薬剤科長 医療技術部各科の科長 技監 副技監 看護師長
		教育研修・病院事業管	教育研修・病院事業管理室長
		理室	
		医療安全管理室	医療安全管理室長 副室長
		感染防止対策室	感染防止対策室長
		治験・臨床研究管理室	治験·臨床研究管理室長 副室長
		病院総務課	課長補佐 係長
子ども未	来局	こども園課	課長補佐
		こども園	園長
		待機児童園	園長
		児童相談所	児童相談所長
経済局	商工部	中央卸売市場	市場長
	農林水産部	経済事務所	経済事務所長
都市局	都市計画部	都市計画事務所	都市計画事務所長
建設局	土木部	土木事務所	土木事務所長
区役所			区長 副区長
		健康支援課	課長補佐
		東部保健福祉センタ	所長
		北部保健福祉センタ	所長
		藁科保健福祉センタ	所長
		大里保健福祉センタ	所長
		長田保健福祉センタ	所長
		蒲原保健福祉センタ	所長

		+川本正	支所長
		井川支所	
		長田支所	支所長
		蒲原支所	支所長
		福祉事務所	福祉事務所長
		蒲原出張所	蒲原出張所長
会計部局	j		会計管理者
	会計室		会計室長 会計室次長 次長補佐
			資金管理に関する事務を担当する主
			幹、副主幹及び主査総務・出納係
			長
教育委員会	事務局		教育統括監
教育局			教育調整監
		教育総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関す
			る事務並びに職員の任免、服務、給
			与及び福利厚生に関する事務を担当
			する主幹、副主幹、主査及び主事(企
			画に関する事務を担当するものに限
			る。) 係長
		教職員課	課長補佐 任免、服務、給与及び福
			利厚生に関する事務、教職員の人事
			評価に関する事務、教職員の職員団
			体に関する事務並びに教職員の定数
			に関する事務を担当する主幹、副主
			幹、主査及び主事(企画に関する事
			務を担当するものに限る。) 係長
			管理主事
教育委員会	の機関	教育センター	所長
		自然の家	所長
		特別支援教育センター	所長
		学校給食センター	所長 由比学校給食センターの次長
		図書館	館長
	学校	小学校	校長 教頭 共同学校事務室長
		中学校	校長 教頭 共同学校事務室長
		高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
選挙管理委	 員会事務局		事務局長 事務局次長 事務局参与
	- 1-14 4/4/14		事務局理事
区强举管理	委員会事務局		事務局長 事務局次長
区選挙管理委員会事務局			于4万/时X 于4万/时以X

人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 次長補佐		
	企画に関する事務を担当する主幹、		
	副主幹、主査及び主事 係長		
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 次長補佐		
	企画に関する事務を担当する主幹、		
	副主幹、主査及び主事 係長		
農業委員会事務局	事務局長 事務局次長		

第5 労働基準監督機関

地方公務員法により、労働基準法等の規定中職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第1に掲げる同表第11号(郵便又は電気通信の事業)、第12号(教育、研究又は調査の事業)及び別表第1に掲げる事業に該当しない官公署の事業に従事する職員(企業職員及び技能労務職員を除く。)については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととされている。

1 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分

本市の事業所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの号別区分は、本委員会と静岡労働局が協議して決定した。

この号別区分の状況は、次のとおりである。

(令和6年3月31日現在)

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所(264事業所)

	1		T	
号別	事業内容	部局別	事 業 所 名	
12	教育・研究・ 調査の事業 (202)	市長(65)	生涯学習交流館(5)、看護専門学校(2)、環境保健研究所、日本平動物園、登呂博物館、芹沢銈介美術館、こども園(54)	
		教育委員会 (137)	小学校(77)、中学校(37)、小中学校(6)、高等学校(2)、教育センター、特別支援教育センター、自然の家、図書館(分館含む。)(12)	
別表第1の各号に属		市長(18)	静岡庁舎・葵区役所、清水庁舎・清水区役所、駿河区役所、支所(3)、東京事務所、福祉事務所(出張所含む。)(4)、三保松原文化創造センター、児童相談所、産業振興課、中央卸売市場、中山間地振興課、葵北道路整備課、大谷・小鹿まちづくり推進課	
		消防(35)	消防局、消防署本署(9)、庵原分署、出張所(23)、警防課	
3/2/V=	い事業(62) 教育委員会		教育委員会事務局	
		選挙管理委員	選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局	
		会(4)	(3)	
		人事委員会	人事委員会事務局	
		監査委員	監査委員事務局	
		農業委員会	農業委員会事務局	
		議会	議会事務局	

労働基準監督署が労働基準監督機関の職権を行使する事業所 (119事業所)

号別	事業内容	部 局 別	事 業 所 名		
		市長(41)	こども園の給食調理室(41)		
		水道(5)	配水場(2)、浄水場(2)、水質試験センター(水		
1	製造•加工業		質管理課)		
1	(80)	下水道(3)	浄化センター(3)		
		教育委員会	学校給食センター(10)、学校の給食調理室(21)		
		(31)			
3	土木・建築業	下水道	下水道維持課分室		
8	商業(5)	市長(5)	斎場(3)、霊園事務所(2)		
13	保健·衛生業 (23)	市長(23)	市立病院、井川診療所、保健福祉センター(10)、 保健所(支所含む。)(2)、こころの健康センタ		
			ー、待機児童園(3)、動物指導センター(2)、口		
	(==/		腔保健支援センター、障害者歯科保健センター、		
			地域リハビリテーション推進センター		
1.4	娯楽•接客業	市長	公営競技事務所		
14	(2)	教育委員会	学生寮		
15	焼却·清掃業	+ F (n)	清掃工場(2)、最終処分場、収集センター(2)、		
	(7)	市長(7)	衛生センター(2)		
17	その他の 事業所	上下水道局	上下水道局		

⁽注) この表に掲げられていない事業所は、静岡市の組織上その直近上位にあたる事業 所に含まれるものとする。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

労働基準監督機関として令和5年度において職権を行使した事項は、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

解雇予告除外認定

労働基準法によれば、使用者は労働者を解雇しようとするときは、少なくとも30日前に予告をしなければならないとされているが、「労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、使用者が行政官庁の認定を受けたもの」については、これらの規定が適用除外となる。

令和5年度においては、3件の解雇予告除外認定を行った。

(2) 労働安全衛生法関係

各種報告書の受理

労働安全衛生法等の規定に基づく各種報告書の受理の状況については、次のとおりである。

項目	令和5年度の受理件数		
総括安全衛生管理者の選任報告	2		
安全管理者の選任報告	0		
衛生管理者の選任報告	9		
定期健康診断の結果報告	6		
死傷病報告	2		

(3) 事業場調査関係

労働基準法第101条、労働安全衛生法第91条に基づく事業場調査の実施状況については、次のとおりである。

① 実施時期

令和5年12月から令和6年2月まで

- ア 書面調査時期 令和5年12月から令和6年2月まで
- イ 実地調査時期 令和6年1月から令和6年2月までの間で調整
- ウ 調査対象期間 令和5年4月から11月まで
- ② 調査対象及び内容等

ア 事業場を対象とする定期調査

- (ア)調査対象 13事業場
- (イ)調査方法 書面調査、実地調査
- イ 労働安全衛生に関する定期調査
 - (ア) 調査対象 職員厚生課等、建築総務課、管財課等
 - (イ)調査方法 書面調査

- ウ 諸課題に対する個別調査
- (ア) 調査対象 21事業場
- (イ)調査方法 書面調査

第6 人事委員会規則等の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会 規則を制定することができるとされている。

令和5年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は、次のとおりである。

1 人事委員会規則

番号	公布年月日 施行年月日	名 称	制定改廃
令和5年 第13号	令和5年9月14日 令和5年9月14日	静岡市人事委員会の所管に係る静岡 市行政手続等における情報通信の技 術の利用に関する条例施行規則	一部改正
令和5年 第14号	令和5年11月20日 令和5年11月20日	管理職員等の範囲を定める規則	一部改正
令和6年 第1号	令和6年3月22日 令和6年4月1日	勤務条件に関する措置の要求に関す る規則及び不利益処分についての審 査請求に関する規則	一部改正
令和6年 第2号	令和6年3月22日 令和6年4月1日	管理職員等の範囲を定める規則	一部改正
令和6年 第3号	令和6年3月22日 令和6年4月1日	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に 関する規則	一部改正
令和6年 第4号	令和6年3月28日 令和6年4月1日	静岡市職員の退職管理に関する規則	一部改正
令和6年 第5号	令和6年3月28日 令和6年4月1日	静岡市職員の公益的法人等への派遣 等に関する規則	一部改正
令和6年 第6号	令和6年3月28日 令和6年4月1日	静岡市会計年度任用職員の職務の級 及び号給に関する規則	一部改正

第7 公平委員会事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理することができるとされている。

これに基づき本委員会は、次のとおり公平委員会事務を受託している。

1 受託団体

(令和6年3月31日現在)

団 体 名	所 在 地	受託年月日
静岡県後期高齢者医療	静岡市葵区黒金町59番地の7	平成19年2月2日
広域連合	ニッセイ静岡駅前ビル3階	

2 受託事務内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次に掲げる事務

- (1)職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) 法律に基づきその権限に属せしめられた事務

人事委員会事務局職員名簿

(令和5年度)

事 務 局 長 初田 秀樹

事務局次長 飯田 浩史

次 長 補 佐 赤川 弥生

	審	査 給 与	係	任	用	係
係	長	福島	かおり	係長(兼)	赤 川	弥 生
主	查	近 藤	祐 介	副主幹	出雲	美 奈
主	查	山本	悠美子	主 查	井 上	史 華
主	査	福島	弘貴	主 查	廣畑	雅之
会計年任用職		廣瀬	陽子	主 查	柴 山	賢 人
会計年任用職		小 林	直子	会計年度任用職員	奥 山	玲 奈

人事委員会年報(令和5年度)

◎発 行 年 月◎編集・発行令和 6 年 6 月耐市人事委員会事務局

T 4 2 0 - 8 6 0 2

静岡市葵区追手町5番1号

 $\ \, \text{TEL} \quad 0\ 5\ 4 - 2\ 2\ 1 - 1\ 6\ 7\ 4 \\$